

施工条件の明示

工 事 名 海岸基盤整備工事(中江川排水機場・監視制御設備更新)

路線河海名 市川・市川地区海岸

工 事 箇 所 市川市 加藤新田

葛南土木事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 工期は雨天、休日等を見込む。 ・ 工事履行報告書は原則翌月 5 日までに提出すること。 ・ 現場における撤去・据付工事は原則非出水期の施工とする。
用 地 関 係	・ 施工上、止むなく民地への立入りを必要とする場合は、境界を確認し、地権者等の了承を得た上で着手すること。
公害対策関係	・ 振動・騒音・水質汚濁・地盤沈下・塵埃等による被害の無いよう十分に注意すること。 ・ 施工機械は全て低騒音型とする。
安全対策関係	・ 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するものとするほか、適宜交通誘導員を配置すること。通行規制する場合には事前に周知することとし、警察等第三者との協議に基づき実施すること。
工事用道路関係	・ 資材、重機の搬出入経路及び作業ヤードについては、現場精査後に検討し、施工計画書にて監督職員の承認を得ること。 ・ 作業に関しては関係者等に確認を行い、必要な対策をとること。
仮 設 備 関 係	・ 仮設は施工業者の責任において十分検討し、施工計画にて監督職員の承認を受けること。
残土、産業廃棄物関係	・ 特記仕様書による。
工事支障物件等	・ 資材、重機の搬出入経路及び作業ヤードについては、現場精査後に検討し、施工計画書にて監督職員の承認を得ること。
排水工(濁水処理を含む)関係	・ 特になし
そ の 他	・ 本施工条件で確認できない事項は、監督職員に問い合わせること。 ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱を熟慮すること。 ・ 各機器の選定にあたっては、既設機器の特性を考慮し、その性能を充分満足するものであること。